

豊川市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市広告掲載要綱（平成18年10月13日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広告入り窓口用封筒の無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「広告入り窓口用封筒」とは、市が発行する各種証明書等を持ち帰るために、市民に提供する封筒であって、広告が印刷されたものをいう。

(広告の掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 広告入り窓口用封筒の大きさ

ア 角形2号（縦332mm×横240mm）

イ 角形6号（縦229mm×横162mm）

(2) 広告掲載面積

表面・裏面とも封筒面積の3分の1以下

(設置期間)

第4条 広告入り窓口用封筒の設置期間は、3年間とする。ただし、市は無償提供者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

(広告入り窓口用封筒の無償提供者の募集方法)

第5条 市長は、無償提供者の募集を市広報等により行うものとする。

(広告入り窓口用封筒の無償提供の申込み方法)

第6条 広告入り窓口用封筒の無償提供を希望する者は、広告入り窓口用封筒無償提供申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 募集期間、無償提供者の選定基準その他募集について必要な事項については、募集要領で定める。

(広告入り窓口用封筒の無償提供者の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、選定基準に基づき公正に判断し、その結果を広告入り窓口用封筒の無償提供申込者に対し、広告入り窓口用封筒無償提供許可・不許可決定通知書（様式第2号）により通知する。

(製作上の注意事項)

第8条 広告入り窓口用封筒を製作する無償提供者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者である

ような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

- 2 広告入り窓口用封筒には、必ず市長が指定する市のロゴを掲載するものとする。
- 3 無償提供者は、広告内容、色、形状等の窓口用封筒の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に作成しなければならない。
- 4 無償提供者は、封筒の数量並びに納品時期及び場所について市長の指示に従うものとする。

(広告主)

第9条 広告入り窓口用封筒に掲載する広告は、市内に活動拠点を持つ法人その他の団体又は個人のものとする。

(問題発生時の対応)

第10条 無償提供者は、窓口用封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(中止)

第11条 市長は、市民に窓口用封筒を提供することが不相当と認めるときは、窓口用封筒の提供を中止するものとする。

(確認書の締結)

第12条 市が無償提供者から窓口用封筒の無償提供を受けるときは、窓口用封筒の作成及び無償提供に関して、市と無償提供者双方で確認書を取り交わすものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、窓口用封筒の作成及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。